

第 9 期 決 算 公 告

平成 21 年 6 月 23 日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社 新生銀行
代表執行役社長 八城 政基

貸借対照表 (平成21年 3 月 31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	411,999	預 金	6,637,831
現 預 け	7,261	当 座 預 金	495,461
預 借 取 引 支 払 保 証 金	404,738	普 通 預 金	1,407,454
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	131	通 知 預 金	15,289
特 定 取 引 金 取 引 債 権	666,126	期 預 金	4,451,725
商 品 有 価 証 券	82	そ の 他 の 預 金	267,899
特 定 取 引 有 価 証 券	19,532	譲 渡 性 預 金	259,659
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	22,506	債 券 発 行 高	676,767
特 定 金 融 派 生 商 品	283,822	コ ー ル マ ネ	676,767
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	93	売 現 先 勘 定	281,513
金 有 価 証 信 託 債 権	573,032	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	53,805
国 地 方 債 債 権	2,626,047	特 定 取 引 負 債	569,566
株 式 債 債 権	1,204,254	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	316,068
そ の 他 の 証 券 債 債 権	1,749	特 定 金 融 派 生 商 品	22,502
投 資 損 失 引 当 金	445,626	借 用 金	293,565
貸 出 金	449,949	借 入 金	425,371
手 証 書 貸 付 越 替	524,466	外 国 他 店 預 り	425,371
外 国 他 店 預 け 替	226	外 未 払 外 国 為 替	224
そ の 他 の 資 産	Δ3,370	社 外 未 払 法 人 税 等	1
手 証 書 貸 付 越 替	5,168,004	そ の 他 の 負 債	402,453
外 国 他 店 預 け 替	245,836	未 払 法 人 税 等	495,016
そ の 他 の 資 産	4,112,826	未 前 払 受 取 費 用	34
手 証 書 貸 付 越 替	809,341	先 物 取 引 差 金 勘 定	37,667
外 国 他 店 預 け 替	37,138	金 融 派 生 商 品 債 務	636
そ の 他 の 資 産	36,988	リ ー ス の 負 債	45
手 証 書 貸 付 越 替	150	賞 与 引 当 金	408,967
外 国 他 店 預 け 替	977,924	退 職 給 付 引 当 金	11
そ の 他 の 資 産	2,322	固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金	47,653
手 証 書 貸 付 越 替	18,432	支 払 負 債 の 部 合 計	7,191
外 国 他 店 預 け 替	143		55
そ の 他 の 資 産	354,333	固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金	6,911
手 証 書 貸 付 越 替	220	支 払 負 債 の 部 合 計	3,662
外 国 他 店 預 け 替	480,843		12,556
そ の 他 の 資 産	121,628		10,148,658
手 証 書 貸 付 越 替	18,856		
外 国 他 店 預 け 替	13,357	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 資 産	11	資 本 金	476,296
手 証 書 貸 付 越 替	105	資 本 剰 余 金	43,558
外 国 他 店 預 け 替	5,381	資 本 準 備 金	43,558
そ の 他 の 資 産	13,477	利 益 剰 余 金	154,454
手 証 書 貸 付 越 替	13,428	利 益 準 備 金	11,035
外 国 他 店 預 け 替	49	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	143,418
そ の 他 の 資 産	161	繰 越 利 益 剰 余 金	143,418
手 証 書 貸 付 越 替	161	自 己 株 式	Δ72,558
外 国 他 店 預 け 替	4,329	株 主 資 本 合 計	601,750
そ の 他 の 資 産	12,556	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	Δ38,049
手 証 書 貸 付 越 替	Δ118,960	繰 延 へ ッ ジ 損 益	Δ672
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	Δ38,722
		新 株 予 約 権	1,808
		純 資 産 の 部 合 計	564,836
資 産 の 部 合 計	10,713,494	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,713,494

損益計算書

平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで

(単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		246,323
資金運用収益	182,737	
貸出金利息	109,886	
有価証券利息配当金	59,458	
コールローン利息	883	
買現先利息	7	
債券貸借取引受入利息	727	
預け金利息	1,488	
その他の受入利息	10,284	
役員取引等収益	18,963	
受入為替手数料	1,244	
その他の役員収益	17,718	
特定取引収益	5,277	
商品有価証券収益	0	
特定金融派生商品収益	5,276	
その他業務収益	16,956	
外国為替売買益	13,336	
国債等債券売却益	3,321	
その他の業務収益	299	
その他経常収益	22,389	
株式等売却益	4,199	
金銭の信託運用益	16,050	
その他の経常収益	2,138	
経常費用		411,184
資金調達費用	96,368	
預金利息	47,548	
譲渡性預金利息	4,871	
債券利息	5,026	
コールマネー利息	4,897	
売現先利息	5	
債券貸借取引支払利息	2,650	
借入金利息	5,268	
社債利息	20,266	
金利スワップ支払利息	1,083	
その他の支払利息	4,748	
役員取引等費用	13,415	
支払為替手数料	1,756	
その他の役員費用	11,658	
特定取引費用	10,968	
特定取引有価証券費用	10,727	
その他の特定取引費用	240	
その他業務費用	103,456	
国債等債券売却損	3,529	
国債等債券償却	80,763	
債券発行費用償却	74	
社債発行費用償却	353	
金融派生商品費用	2,837	
その他の業務費用	15,898	
営業経常費用	81,741	
その他経常費用	105,234	
貸倒引当金繰入額	75,853	
貸出金償却	1,853	
株式等売却損	344	
株式等償却	11,549	
金銭の信託運用損	10,279	
その他の経常費用	5,353	
経常特別損失		164,860
償却債権取立益	1,104	
社債消却	73,175	
その他の特別利益	2,668	
特別損失		63,487
固定資産処分損	1,021	
固定資産処分損失引当金繰入額	3,118	
訴訟損失引当金繰入額	3,662	
その他の特別損失	55,684	
税引前当期純損失		151,399
法人税、住民税及び事業税	△4,184	
法人税等調整額	9,833	
法人税等合計		5,648
当期純損失		157,048

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しており

ます。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13年～50年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロ

一見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,294百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 固定資産処分損失引当金

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(6) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうち特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引に

については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前である所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したもとして「リース資産」に計上しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「8. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

表示方法の変更

前事業年度において、「その他の資産」に含めて表示していた「未収金」(前事業年度末残高 39,519百万円)は、当事業年度において資産総額の1/100を超えたことから、区分掲記しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額

としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 501,232百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは53,652百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,943百万円、延滞債権額は110,238百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,732百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,121百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,035百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、150百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、50,839百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
買入金銭債権	47,380百万円
特定取引資産	15,669百万円
有価証券	964,376百万円
貸出金	412,465百万円
その他資産	395,266百万円

担保資産に対応する債務

預金	988百万円
コールマネー	250,000百万円
売現先勘定	53,805百万円
債券貸借取引受入担保金	569,205百万円
借入金	201,480百万円
その他負債	24百万円
支払承諾	909百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,778百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は7,904百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,811百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,560,296百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,297,311百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時にお

いて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,986百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,320百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債374,858百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 286円68銭
17. 関係会社に対する金銭債権総額 1,168,572百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 811,951百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,154百万円であります。

20. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△52,724百万円
年金資産(時価)(含む退職給付信託)	38,053百万円
未積立退職給付債務	△14,671百万円
会計基準変更時差異の未処理額	3,632百万円
未認識数理計算上の差異	15,785百万円
未認識過去勤務債務	△2,675百万円
貸借対照表計上額の純額	2,071百万円
前払年金費用	2,127百万円
退職給付引当金	△55百万円

21. 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社（旧 GE コンシューマー・ファイナンス株式会社）は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。

22. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）10.95%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	29,488百万円
役員取引等に係る収益総額	1,785百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,680百万円
その他の取引に係る収益総額	2,483百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	10,822百万円
役員取引等に係る費用総額	3,168百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,906百万円
その他の取引に係る費用総額	19,824百万円

2. 「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資評価損55,684百万円であります。

3. 1株当たり当期純損失金額 79円96銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社・子法人等	(株) アプラス	所有 直接 76.7%	金銭貸借関係	信託受益権の購入 (注1)	125,800	-	-
	新生フィナンシャル(株)	所有 直接 99.8% 間接 0.2%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引 (注2)	574,737	貸出金	76,400
				信託受益権の取得 (注3)	402,900	-	-
				新株発行による増資引受 (注4)	110,000	-	-
	Shinsei Finance (Cayman) Limited	所有 直接 100%	金銭貸借関係	劣後社債利息の支払 (注5)	5,742	社債	67,778
	Shinsei Finance II (Cayman) Limited	所有 直接 100%	金銭貸借関係	劣後社債利息の支払 (注6)	5,962	社債	58,053
	エー・エム・ワン合同会社	所有 [100%] (注7)	金銭貸借関係	信託受益権の譲渡 (注8)	150,000	-	-
				社債の引受 (注8)	150,000	貸出金 (注9) 未収金 (注9)	143,548 3,535
	パールホワイト・ワン合同会社	所有 [100%] (注7)	金銭貸借関係	信託受益権の譲渡 (注10)	286,916	-	-
				コマーシャル・ペーパーの引受 (注10)	287,282	未収金 (注9)	288,778
	パールホワイト・ツー合同会社	所有 [100%] (注7)	金銭貸借関係	信託受益権の譲渡 (注11)	231,244	-	-
				コマーシャル・ペーパーの引受 (注11)	231,342	貸出金 (注9) 未収金 (注9)	90,331 141,334
	新生信託銀行(株)	所有 直接 100%	預金取引関係	債権受託に係る損失の補償 (注12)	- (注12)	-	-

- (注1) (株) アプラスの金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。
市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注2) 事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
- (注3) 新生フィナンシャル(株)の金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。
市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注4) 当行が新生フィナンシャル(株)の行った第三者割当増資1,100,000株を引き受けたものであります。
- (注5) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年
6.318%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、ステップアップ条項が付与された変動利率が適用
されます。
- (注6) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年
7.06%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、ステップアップ条項が付与された変動利率が適用さ
れます。
- (注7) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であ
ります。
- (注8) 当行の住宅ローン債権を裏付とした信託受益権をエー・エム・ワン合同会社に譲渡し、これを裏付と
してエー・エム・ワン合同会社が発行した社債全額を、当行が引き受けたものであります。市場実勢
を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注9) 貸借対照表の科目表記は、当行がオリジネートした実質的な裏付資産によっております。
- (注10) 当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ワン合同会社に譲渡、これを裏付として
パールホワイト・ワン合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,900億円のうち、2,899億
円を、当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注11) 当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ツー合同会社に譲渡、これを裏付として
パールホワイト・ツー合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,350億円のうち、2,349億
円を、当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注12) 当行子会社である新生フィナンシャル(株)の証券化取引に関連して、同社の消費者ローン債権を新
生信託銀行(株)が受託(当期末受託残高 492,615百万円)しておりますが、当該信託契約につい
て新生信託銀行(株)の銀行勘定に損失が生じた場合には、当行が当該損失を補償する旨の書簡を新
生信託銀行(株)に差し入れております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社・子法人等を含む）	J. C. Flowers II L.P.（注1）	-	役務の提供 役員兼任	管理報酬の受入（注2）	216	前受収益	26
	J. C. Flowers III L.P.（注1）	-	役務の提供 役員兼任	出資（注3）	11,088	-	-
	NIBC Bank N.V.（注5）	-	-	出資分配金	432	-	-
	NIBC Bank Ltd（注7）	-	-	出資（注4）	468	-	-
	Hillcot Holdings Limited（注9）	-	役員兼任	コミットメントライン取引（注6）	13,009	-	-
					貸出参加（注8）	724	貸出金
				出資金戻り（注9）	715	-	-

（注1） 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社

（J. C. Flowers&Co. LLC）によって運営されているファンドであります。

（注2） 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

（注3） パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

（注4） パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。

（注5） 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社

（J. C. Flowers&Co. LLC）が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. がNIBC Bank N.V. の議決権の100%を間接的に保有しております。

（注6） 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

（注7） 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社

（J. C. Flowers&Co. LLC）が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. がNIBC Bank Ltd. の議決権の100%を保有しております。

（注8） 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、貸出参加枠は11百万米ドルとして設定しており、当期の貸出参加額を取引金額として記載しております。

（注9） 当行役員J. クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の関連法人等であったHillcot Holdings Limitedへの出資が返済されたものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	96,422	4	-	96,427	(注)
合計	96,422	4	-	96,427	

(注) 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
平成20年 5月14日 取締役会	普通株式	5,773百万円	2.94円	平成20年 3月31日	平成20年 6月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」、「特定取引有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
売買目的有価証券	37,335	△15,809

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	229,197	231,079	1,881	1,881	-
社債	75,292	76,622	1,329	1,329	-
その他	58,208	51,513	△6,694	1,904	8,598
合計	362,698	359,214	△3,483	5,115	8,598

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社・子法人等株式	25,870	19,224	△6,645

4. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,742	10,887	△2,855	308	3,164
債券	1,015,220	1,014,589	△631	1,324	1,955
国債	974,681	975,057	376	1,085	709
地方債	1,712	1,749	37	37	-
社債	38,826	37,782	△1,044	201	1,246
その他	293,592	267,642	△25,949	1,937	27,887
合計	1,322,555	1,293,119	△29,436	3,570	33,006

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 上記の評価差額 (損) 29,436百万円に、時価評価されていない有価証券

に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額（損）149百万円及び「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券に係る評価差額（損）8,463百万円を加えた額（損）38,049百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

5. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当事業年度におけるこの減損処理額は34,987百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（追加情報）

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	1,075,364	5,916	3,874

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(平成21年3月31日現在)

内容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	461,030
子会社・子法人等株式	460,437
関連法人等株式	592
その他有価証券	465,703
非上場株式	6,920
非上場社債	332,552
非上場外国証券	55,346
その他	70,883

8. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日付で時価(102,670百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものであります。

しかし、当該満期保有目的の債券の一部について、当事業年度末において50,728百万円の減損処理を行っており、信用状態が著しく悪化したことから、減損処理後の価額(19,666百万円)によって「満期保有目的の債券」から「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

上記の結果、平成20年10月1日付で保有目的を変更した外国債券のうち、当事業年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額(△は損) (百万円)
その他(外国債券)	38,757	47,356	△8,463

(注)上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	518,053	1,042,078	47,008	44,491
国債	439,175	685,187	35,401	44,491
地方債	-	1,231	517	-
社債	78,878	355,659	11,088	-
その他	45,353	195,628	116,234	64,431
合計	563,406	1,237,707	163,242	108,922

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の 信託	448,187	△14,622

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の 信託	124,845	124,845	-	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

売買目的の買入金銭債権 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百 万円)
売買目的の買入 金銭債権	15,063	△470

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	77,723	百万円
有価証券価格償却超過額	69,212	
税務上の繰越欠損金	54,733	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	15,482	
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,433	
特定金銭信託評価損益	5,949	
金銭の信託未収配当金	3,686	
賞与引当金	2,926	
退職給付引当金	2,855	
固定資産処分損失引当金	2,812	
その他	20,755	
繰延税金資産小計	264,573	
評価性引当額	△246,740	
繰延税金資産合計	17,832	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	13,503	
繰延税金負債合計	13,503	
繰延税金資産の純額	4,329	百万円